

P T A家庭教育学級講師派遣実施要領

1 目的

保護者等が子どもの理解や家庭教育について主体的に学習することを通じ、家庭の教育力向上を図ることを目的に、次の条件により講師派遣を行います。

2 講師派遣対象団体

原則として年間3回以上の家庭教育についての学習計画をもつ各校P T Aとします。
また、川崎市P T A連絡協議会、各区P T A協議会についても実施できることとします。

3 講師派遣条件

- (1) 本要領7などを参考としながら、子どもの理解や家庭教育に関する内容を学べるよう計画してください。
- (2) 学習のテーマや内容を公開し、参加希望者を受け入れてください。

4 家庭教育学級の開設

- (1) 家庭教育についての学習計画をもつ各校P T A及び各区P T A協議会は、家庭教育学級の開設担当者について連絡先確認書（様式1号）を、教育文化会館、各市民館（以下「市民館等」といいます）に提出してください。

ア 川崎区内P T Aは教育文化会館に（☎233-6361）

イ 幸 区内P T Aは幸市民館に（☎541-3910）

ウ 中原区内P T Aは中原市民館に（☎433-7773）

*ただし下河原小P T Aは幸市民館に

エ 高津区内P T Aは高津市民館に（☎814-7603）

*ただし梶ヶ谷小・西梶ヶ谷小・南原小・上作延小P T Aは宮前市民館に

オ 宮前区内P T Aは宮前市民館に（☎888-3911）

カ 多摩区内P T Aは多摩市民館に（☎935-3333）

キ 麻生区内P T Aは麻生市民館に（☎951-1300）

- (2) 連絡先確認書（様式1号）を提出後、学級計画書・請求確認書（様式2号・3号）を作成し、市民館等に提出してください。

- (3) 川崎市P T A連絡協議会は様式1号～3号を教育委員会事務局生涯学習推進課へ提出してください。

5 講師派遣対象期間

各校P T A及び各区P T A連絡協議会が市民館等で学級計画書・請求確認書（様式2号・3号）について確認を受けた日から当該年度の3月末日までとします。川崎市P T A連絡協議会についても同様とします。

ただし、申請については別にお知らせする期日までに行ってください。

6 講師派遣

- (1) 本要領4に基づき提出された学級計画書について、内容確認・集約の上、講師派遣を決定します。申込状況により派遣数を調整することがあります。
- (2) 川崎市職員（学校の教諭や職員を含みます）については、講師派遣の謝金支払の対象とはなりません。
- (3) 講師単価については、「家庭教育学級の講師等謝礼等の標準単価表」に準じた額となるようにしてください。

7 学習計画の立て方

- (1) 子どもの理解や家庭教育に関するテーマ、親同士の交流を促進する内容で、原則として年間3回以上の学習プログラムを計画してください。ただし、実習中心の内容については、講師派遣の対象となりませんので、御注意ください。

【学習テーマや内容の一例として・・・】

- ア 子どもの心身の成長の理解に関すること〔(例) 子どもの成長と生活習慣、遊びや友達の意味、食生活、学習、こづかい、テレビやゲームと子ども、性教育など〕
 - イ 子どもの居場所、子どもの意見、安全、虐待、体罰、いじめなど、子どもの人権に関すること〔(例) 子どもの思いを知る、子と親の対話、学校での人権教育の取り組み、保健室からの報告、川崎市子どもの権利に関する条例など〕
 - ウ 家庭の役割と親子関係、親や地域の大人たちがなすべきこと〔(例) 子どもを育てる地域の環境、親の生き方・子どもの生き方、子育てにおける父親の役割など〕
 - エ 川崎市外国人教育基本方針～多文化共生の社会をめざして～に基づいて、日本人と外国人がともに手をたずさえて地域社会の創造をめざす、家庭教育に関する学習や活動
- (2) 学習計画の立て方や講師の選び方、学級の進め方や司会の仕方などについては、お気軽に市民館等担当者に御相談ください。
 - (3) 学級は講義だけでなく、講義で学んだことを基に話し合ったり、映画、ビデオ、テレビ番組などを見て話し合ったり、ゲームを取り入れたり、さまざまな進め方でできます。
 - (4) 学級だよりや通信の発行、ホームページなどにより、学級に参加することのできなかつた保護者等とも学習成果を分かち合いましょう。今後の学級参加のきっかけとなることも期待できます。
 - (5) 近隣のPTA等と共同で企画や運営をすることにより、より大きな学習効果も期待できます。
 - (6) 市民館等を会場にして、学級を開催することもできます。
 - (7) PTA会員だけではなく、地域の方や関心のある方などの参加も募り、学級を開催することもできます。

8 学級の報告

- (1) 学級の全プログラムが終了しましたら、報告書（様式4号）を第2号様式の提出先に提出してください。また、市民館等が開催する報告会に参加し、情報交換等の成果を次年度の学級づくりに活かしてください。
- (2) 市民館等は、学級の報告会の内容や課題を整理し、教育委員会、市PTA連絡協議会、区PTA協議会、学校、市推進連絡会へ提示します。
- (3) 講師派遣を受けたもの以外のプログラムについても、報告書に記載してください。

9 市PTA連絡協議会、区PTA協議会、学校及び市民館等の協働

市民館等とともに、市PTA連絡協議会、区PTA協議会、学校は各校PTA等が円滑に学級を開設・運営できるよう協働し、次のような支援を行います。

- (1) 市PTA連絡協議会、区PTA協議会は、本事業の主旨及びその重要性を十分に理解し、PTAが主体的に取り組む必要があることを普及します。
- (2) 区PTA協議会は、学級を開設するPTAが他校のPTAと合同で学級を開設しようとする場合、円滑な連携がとれるよう、各校PTA相互の連絡・調整等の支援を行います。また、区内の学級の開設状況や内容等について把握し、各校PTAへ情報提供します。
- (3) 学校は、本事業の重要性を十分に理解し、会場の確保、学習内容等についての相談に親身に応じ、学級開設・運営に協力します。
- (4) 市民館等は、PTAが不安なく円滑に学級を開設・運営できるよう、丁寧かつ適切な説明等を行い、また講師の紹介や相談に応じます。

附 則

この要領は平成31年4月1日から、施行します。